

月刊おたっくす

令和3年5月版 vol.1.0

税理士法人おた総合会計事務所 代表社員税理士

<http://www.otodakaikai.com/>

おた労務管理事務所 代表特定社会保険労務士

<https://www.otaromu.com/>

経営革新等支援機関 音田崇幸 責任編集

◆最新補助金・助成金情報◆

○月次支援金 **New!**

2021年の月間売上が2019年または2020年の同月と比べて50%以上減少していること等が要件。一時支援金または月次支援金を既に受給していると二回目以降の申請が簡単になる。

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html?fbclid=IwAR19yLiWNv9VD8O3xD4_HYDZfRT7EC71JjXw4PWsqVH6ur6IyANyf2SOvC4

○一時支援金 **New!**

法人上限60万円、個人事業上限30万円。主な要件は令和3年1月から3月のいずれかの月で、前年or前々年同月比売上50%減（各種緩和特例あり）。

「申請に必要な書類の提出期限」を5/31から2週間程度延長するが、申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは「申請に必要な書類の提出期限」の数日前までとなる。①仮登録(申請ID発番)、

②認定支援機関の事前確認、③持続化給付金と同じように申請書を提出する。

緊急事態宣言下での自粛要請に伴う協力金対象者は一時支援金は非対象。

<https://ichijishienkin.go.jp/>

○事業再構築補助金 **New!**

コロナ対策中の目玉補助金。二次公募の応募は、5月20日から7月2日まで。先に払った経費の一部補填をしてくれるタイプであり、生産性向上の要件等の難解さから中小企業診断士・行政書士等のその道のプロにじっくり相談する必要があるそう。

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

○感染拡大防止協力金の継続 **New!**

緊急事態宣言の延長に伴い、感染拡大防止協力金の支給対象期間も延長された。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/topics/jitan/index.html>

○IT導入補助金 **New!**

受給額が数百万までと、かなり幅がある助成金となっているIT補助金。2次受付の締切は7月30日。

<https://www.it-hojo.jp/first-one/>

○「まん防」に係る雇用調整助成金

まん延防止等重点措置に合わせ、6月末までの期間中に飲食店、イベント興行主催者等の事業主が要請に協力して休業した場合、雇用調整助成金の対象となることが発表された。一般の事業主は5月以降、雇用調整助成金の特例措置の制度内で助成率や対象業種などが段階的に縮減されていく。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu kin/pageL07.html

○「若手・女性リーダー応援プログラム助成事業」等の募集発表

女性または39歳以下の若手男性で、都内商店街で開業予定であり、実店舗を持っていない人が対象。対象経費は事業所整備費（助成率4分の3以内、助成限度額400万円）、実務研修受講費（同3分の2以内、同6万円）、店舗賃借料（同4分の3以内、同1年目は月額15万円、2年目は月額12万円）。

同時に「商店街起業・承継支援事業」の募集発表も行われた。都内商店街の店舗で開業・事業多角化による新規店舗開設または「事業承継」による店舗改装をする人が対象。対象経費は事業所整備費（助成率3分の2以内、助成限度額250万円）、実務研修受講費（同3分の2以内、同6万円）、店舗賃借料（同3分の2以内、同1年目月額15万円、2年目月額12万円）。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/03/10/08.html>

◆その他のオススメ補助金・助成金◆

○小規模事業者持続化補助金

幅広い業種の幅広い経費で受給でき、補助金申請のプロに委託すれば採択率もかなり高い補助金。ただし少額。

<https://r1.jizokukahojokin.info/index.php/%E6%8C%81%E7%B6%9A%E5%8C%96%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E3%81%A8%E3%81%AF/>

○ものづくり補助金

補助額の大きさ、採択率の低さ、安定的な制度スキームから熾烈な補助金申請のプロ同士の争いとなっている補助金。基本は製造業が対象。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

◆補助金・助成金等のいろは◆

「補助金」は先に支払った経費の一部を後から補填してくれるかも知れない（競争的な審査があり採択されるかどうか不明なため）タイプが多い。申請代理者に決まりはないが中小企業診断士、行政書士の一部が得意としている。

「助成金」は労働関係で採用や環境改善を行った結果、定額をもらえるものが多く、受給額は多いもので50万円程度、主流は20万円程度。後にコスト増となった雇用契約の維持努力の永い時期が待っているケースもある。申請代行は社労士の独占業務。

コロナ関係の各種「協力金」・「給付金」は、売上の減少等に対して簡単な申請書でかなりの額の金銭を支給してくれる有り難い制度が多い。簡単なため多くは自己申請でできる。

◆融資関係◆

○金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の条件緩和

特別貸付に該当するための要件となる「売上の5%減少」に、直近2週間の実績と過去との比較で見られるなど緩和が施された。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html?fbclid=IwAR0fGWns8YcqRtwl2ISxn9M5cdAXEx6Y70Y6qkSw63kjaofvHPLDyhgyF60

◆会計・税務関係◆

○火災保険料率上昇の見込み *New!*

「火災保険」の保険料が、来年度以降、さらに値上がりする見通し。保険料の目安について損害保険各社で作る団体は、過去最大の10%程度引き上げる方向で最終的な調整に入った。

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210519/k10013040351000.html?fbclid=IwAR3-6Fd-vun0JscQaf8EW_9xjzTkMRJe9kA-OLdycyL060mrEX0H0xStyuc

○税務署でのコロナウイルスによる延長申請に関する取扱変更

税務署で個別指定による期限延長を申請する場合、これまでは、期限までに申告・納付等することができない理由について、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」などと記載する等の簡易な方法が認められていたが、令和3年4月16日以降は「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出する必要がある。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

○消費税確定申告期限の、延長申請による期限の延長が可能に

法人税の申告期限について決算日より2ヶ月後から申請により3ヶ月後に申告期限を遅らせることのできる制度があったのに合わせ、消費税の申告期限も申請により3ヶ月後に遅らせることができるようになった。申請によっても納付期限は延長されず、引き続き2ヶ月以内の見込み納付が必要となる。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/0020003-179_01.htm

◆補助金・助成金リンク集◆

○J-net21 補助金・助成金・融資検索サイト

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support/>

○中小企業庁補助金等公募案内ページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/>

○東京都中小企業振興公社助成金事業案内ページ

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/>

○雇用関係助成金検索ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu kin/index_00007.html

○雇用関係助成金簡略版リーフレット集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu kin/index.html

○東京都産業労働局の助成金ページ

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/jyosei/>

○大田区役所の助成金ページ (多くの自治体に同様のページがあります)

<https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/joseikin/index.html>

※音田崇幸は、東京都八王子市の広大な市街地農地の評価額を巡る「相続税更正処分等取消請求事件 平成30年行(行ウ)第338号」において、補佐人税理士として小川亮太郎弁護士と共に国から完全勝訴を勝ち取りました。

<https://www.zeiken.co.jp/zeimutusin/article/no3626/TA00036261201.php>

※本を出しました。

「100年続く企業を目指す! 二代目社長のための事業承継読本」

音田崇幸著 (幻冬舎、2020年12月発刊)

https://www.amazon.co.jp/100%E5%B9%B4%E7%B6%9A%E3%81%8F%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%82%92%E7%9B%AE%E6%8C%87%E3%81%99-%E4%BA%8C%E4%BB%A3%E7%9B%AE%E7%A4%BE%E9%95%B7%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%89%BF%E7%B6%99%E8%AA%AD%E6%9C%AC-%E9%9F%B3%E7%94%B0-%E5%B4%87%E5%B9%B8/dp/4344931092/ref=sr_1_5?__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&dchild=1&keywords=%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%89%BF%E7%B6%99&qid=1614043348&sr=8-5

